

屋久島空港滑走路延伸事業に係る

環 境 影 響 評 価 書

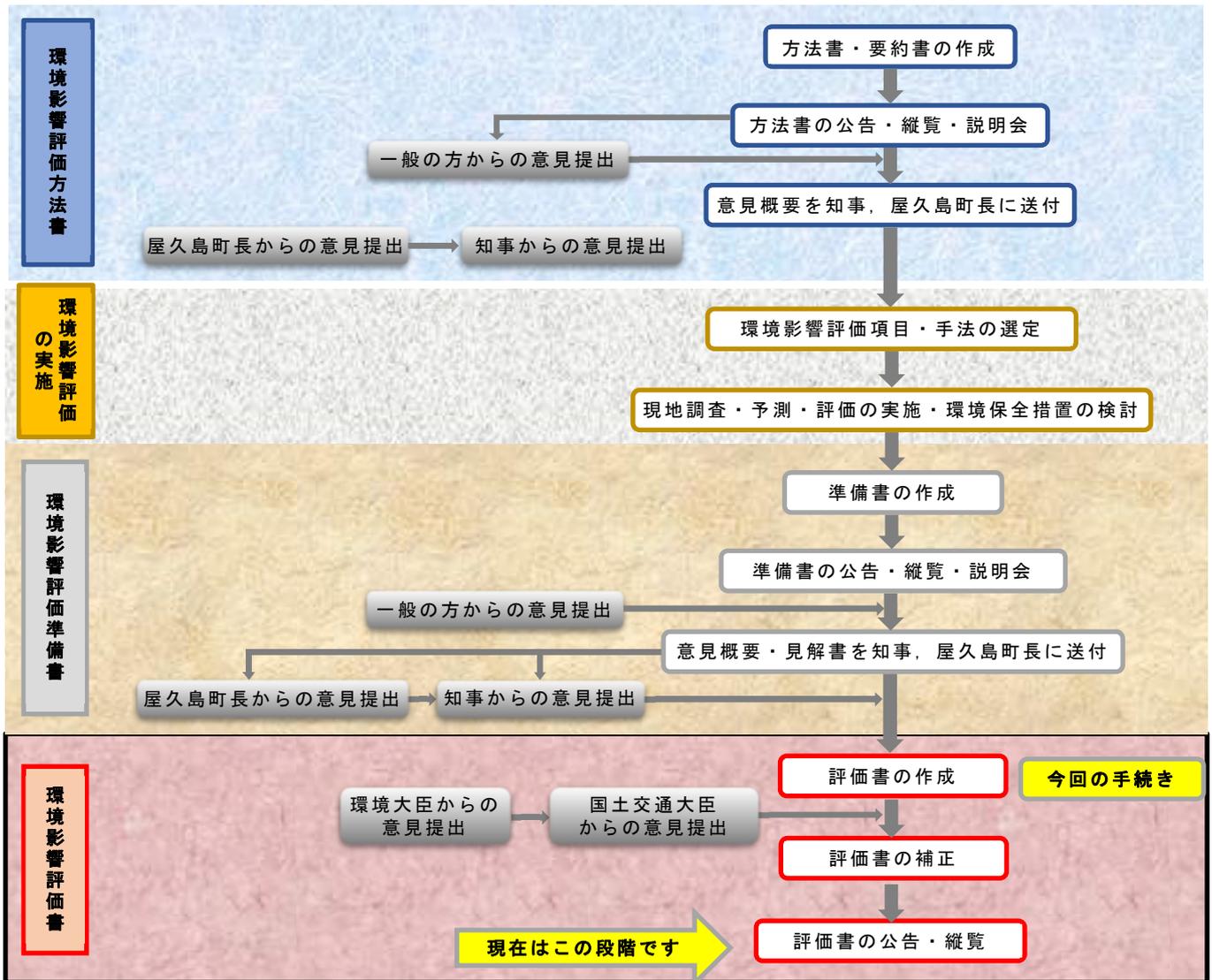
令和6年3月

鹿 児 島 県

はじめに

本事業に係る環境影響評価その他の手続きは、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第4条第6号の規定に基づき実施したものである。

<手続きの状況>



目 次

【2分冊中1】

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地-----	1-1 (1)
1.1 事業者の名称-----	1-1 (1)
1.2 代表者の氏名-----	1-1 (1)
1.3 主たる事務所の所在地-----	1-1 (1)
第 2 章 対象事業の目的及び内容-----	2-1 (2)
2.1 対象事業の目的-----	2-1 (2)
2.2 対象事業の内容-----	2-1 (2)
2.2.1 対象事業の種類-----	2-1 (2)
2.2.2 対象事業が実施されるべき区域の位置-----	2-1 (2)
2.2.3 対象事業の規模-----	2-1 (2)
2.2.4 対象飛行場設置等事業に係る区域の面積-----	2-1 (2)
2.2.5 飛行場の利用を予定する航空機の種類及び数-----	2-2 (3)
2.2.6 対象事業の概要-----	2-6 (7)
2.2.7 対象事業の整備計画の概要-----	2-7 (8)
2.3 その他の対象事業に関連する事項-----	2-8 (9)
2.3.1 関東一屋久島間の航空需要予測-----	2-8 (9)
2.3.2 滑走路の使用比率及び飛行経路の想定-----	2-10 (11)
2.3.3 雨水等排水計画-----	2-11 (12)
2.4 これまでの検討経緯-----	2-13 (14)
2.4.1 滑走路延伸基本計画(案)公表までの経緯-----	2-13 (14)
2.4.2 PI活動の実施状況-----	2-14 (15)
2.4.3 基本計画の決定-----	2-14 (15)
第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況-----	3-1-1 (16)
3.1 自然的状況-----	3-1-4 (19)
3.1.1 大気環境の状況-----	3-1-4 (19)
3.1.2 水環境の状況-----	3-1-13 (28)
3.1.3 土壌及び地盤の状況-----	3-1-24 (39)
3.1.4 地形及び地質の状況-----	3-1-26 (41)
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況-----	3-1-31 (46)
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況-----	3-1-63 (78)
3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況-----	3-1-67 (82)
3.2 社会的状況-----	3-2-1 (83)
3.2.1 人口及び産業の状況-----	3-2-1 (83)
3.2.2 土地利用の状況-----	3-2-5 (87)
3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況-----	3-2-9 (91)
3.2.4 交通の状況-----	3-2-13 (95)
3.2.5 学校、病院その他の環境保全について配慮が特に必要な 施設の配置状況及び住宅の配置概況-----	3-2-17 (99)
3.2.6 下水道等の整備の状況-----	3-2-20 (102)
3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象に係る規制その他の状況-----	3-2-20 (102)
3.2.8 その他の事項-----	3-2-57 (139)

3.2.9 関係法令による規制区域等の指定状況-----3-2-74(156)

第 4 章 方法書、準備書及び補正前評価書に対する意見及び事業者の見解-----4-1(157)

4.1 環境影響評価方法書に対する環境の

保全の見地からの意見及び事業者の見解-----4-1(157)

4.2 環境影響評価方法書に対する知事意見及び事業者の見解-----4-2(158)

4.3 環境影響評価準備書に対する環境の

保全の見地からの意見及び事業者の見解-----4-7(163)

4.4 環境影響評価準備書に対する知事意見及び事業者の見解-----4-37(193)

4.5 補正前環境影響評価書に対する国土交通大臣意見及び事業者の見解-----4-40(198)

第 5 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法-----5-1(201)

5.1 環境影響評価の項目の選定-----5-1(201)

5.1.1 環境影響評価の項目-----5-3(201)

5.1.2 選定の理由-----5-3(203)

5.2 調査及び予測の手法-----5-6(206)

5.2.1 大気質-----5-6(206)

5.2.2 騒音-----5-11(211)

5.2.3 振動-----5-15(215)

5.2.4 水質-----5-19(219)

5.2.5 底質-----5-27(227)

5.2.6 地形-----5-31(231)

5.2.7 動物-----5-33(233)

5.2.8 植物-----5-43(243)

5.2.9 生態系-----5-50(250)

5.2.10 景観-----5-52(252)

5.2.11 人と自然との触れ合いの活動の場-----5-55(255)

5.2.12 廃棄物等-----5-58(258)

5.2.13 温室効果ガス等-----5-58(258)

5.3 評価の手法の選定-----5-59(259)

5.3.1 環境影響の回避、低減に係る評価-----5-59(259)

5.3.2 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する

施策との整合性-----5-63(263)

5.4 専門家による技術的助言-----5-64(264)

第 6 章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果-----6-1-1(267)

6.1 予測の前提-----6-1-1(267)

6.1.1 施工計画-----6-1-1(267)

6.1.2 航空機運航計画-----6-1-16(282)

6.1.3 施設排水計画-----6-1-23(288)

6.2 大気質-----	6-2-1 (290)
6.2.1 調査-----	6-2-1 (290)
6.2.2 予測及び評価-----	6-2-7 (296)
6.2.2.1 建設機械の稼働に伴う 二酸化窒素、浮遊粒子状物質(工事の実施)-----	6-2-7 (296)
6.2.2.2 造成等の施工による一時的な影響及び 建設機械の稼働に伴う粉じん等(工事の実施)-----	6-2-38 (327)
6.2.2.3 資材等運搬車両の運行に伴う 二酸化窒素、浮遊粒子状物質(工事の実施)-----	6-2-51 (340)
6.2.2.4 資材等運搬車両の運行に伴う粉じん等(工事の実施)-----	6-2-66 (355)
6.2.2.5 航空機の運航及び飛行場施設の供用に伴う二酸化窒素、 浮遊粒子状物質(土地又は工作物の存在及び供用)-----	6-2-73 (362)
6.3 騒音-----	6-3-1 (384)
6.3.1 調査-----	6-3-1 (384)
6.3.2 予測及び評価-----	6-3-6 (389)
6.3.2.1 建設機械の稼働に伴う騒音(工事の実施)-----	6-3-6 (389)
6.3.2.2 資材等運搬車両の運行に伴う騒音(工事の実施)-----	6-3-22 (405)
6.3.2.3 航空機の運航に伴う騒音(土地又は工作物の存在及び供用)-----	6-3-33 (416)
6.4 振動-----	6-4-1 (428)
6.4.1 調査-----	6-4-1 (428)
6.4.2 予測及び評価-----	6-4-6 (433)
6.4.2.1 建設機械の稼働に伴う振動(工事の実施)-----	6-4-6 (433)
6.4.2.2 資材等運搬車両の運行に伴う振動(工事の実施)-----	6-4-18 (445)
6.5 水質-----	6-5-1 (452)
6.5.1 調査-----	6-5-1 (452)
6.5.2 予測及び評価-----	6-5-91 (542)
6.5.2.1 造成等の施工による 一時的な影響に伴う土砂による水の濁り(工事の実施)-----	6-5-91 (542)
6.5.2.2 飛行場の施設の供用に伴う 水の汚れ(土地又は工作物の存在及び供用)-----	6-5-129 (580)
6.6 底質-----	6-6-1 (591)
6.6.1 調査-----	6-6-1 (591)
6.6.2 予測及び評価-----	6-6-23 (613)
6.6.2.1 造成等の施工による 一時的な影響に伴う濁り物質の堆積(工事の実施)-----	6-6-23 (613)
6.7 地形-----	6-7-1 (619)
6.7.1 調査-----	6-7-1 (619)
6.7.2 予測及び評価-----	6-7-11 (629)
6.7.2.1 飛行場の存在に伴う重要な地形(土地又は工作物の存在及び供用)	6-7-11 (629)

【2分冊中2】

6.8 動物	6-8-1 (635)
6.8.1 調査	6-8-1 (635)
6.8.2 予測及び評価	6-8-111 (745)
6.8.2.1 造成等の施工による一時的な影響、飛行場の存在、航空機の運航 及び飛行場施設の供用に伴う重要な種及び注目すべき生育地 (工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用)	6-8-111 (745)
6.9 植物	6-9-1 (830)
6.9.1 調査	6-9-1 (830)
6.9.2 予測及び評価	6-9-83 (912)
6.9.2.1 造成等の施工による一時的な影響、飛行場の存在、航空機の運航 及び飛行場施設の供用に伴う重要な種及び注目すべき生育地 (工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用)	6-9-83 (912)
6.10 生態系	6-10-1 (962)
6.10.1 陸域生態系	6-10-1 (962)
6.10.2 海域生態系	6-10-26 (987)
6.10.3 予測及び評価	6-10-42 (1003)
6.11 景観	6-11-1 (1023)
6.11.1 調査	6-11-1 (1023)
6.11.2 予測及び評価	6-11-13 (1035)
6.11.2.1 飛行場の存在に伴う景観への影響 (土地又は工作物の存在及び供用)	6-11-13 (1035)
6.12 人と自然との触れ合いの活動の場	6-12-1 (1045)
6.12.1 調査	6-12-1 (1045)
6.12.2 予測及び評価	6-12-8 (1052)
6.12.2.1 飛行場の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場 (土地又は工作物の存在及び供用)	6-12-8 (1052)
6.13 廃棄物等	6-13-1 (1059)
6.13.1 調査	6-13-1 (1059)
6.13.2 予測及び評価	6-13-5 (1063)
6.13.2.1 造成等の施工による一時的な影響(工事の実施)	6-13-5 (1063)
6.13.2.2 飛行場の施設の供用に伴う影響 (土地又は工作物の存在及び供用)	6-13-14 (1072)
6.14 温室効果ガス等	6-14-1 (1075)
6.14.1 調査	6-14-1 (1075)
6.14.2 予測及び評価	6-14-2 (1076)
6.14.2.1 工事の実施に伴う温室効果ガス等	6-14-2 (1076)
6.14.2.2 航空機の運航及び飛行場の施設の供用に伴う温室効果ガス等	6-14-10 (1084)
6.15 専門家による技術的助言	6-15-1 (1092)

第 7 章 環境保全措置-----	7-1 (1098)
7.1 施工上の環境対策-----	7-1 (1098)
7.2 環境保全措置の検討-----	7-3 (1100)
7.3 環境保全措置の検討結果-----	7-3 (1100)
第 8 章 事後調査-----	8-1 (1129)
8.1 事後調査について-----	8-1 (1129)
8.2 事後調査及び環境監視調査の検討-----	8-2 (1130)
8.2.1 事後調査の内容-----	8-4 (1132)
8.2.2 環境監視調査の内容-----	8-15 (1143)
8.3 調査体制-----	8-16 (1145)
8.4 調査結果の公表方法-----	8-16 (1145)
第 9 章 総合評価-----	9-1 (1145)
第 10 章 環境影響評価を委託された者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地-----	10-1 (1172)
第 11 章 補正前環境影響評価書作成にあたっての 環境影響評価準備書記載事項との相違の概要-----	11-1 (1173)
第 12 章 環境影響評価書作成にあたっての 補正前環境影響評価書記載事項との相違の概要-----	12-1 (1178)
資料編	

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図 20 万及び基盤地図情報等を一部加工して複製したものである。

本書に掲載した地図を第三者が複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要がある。

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.1 事業者の名称

鹿児島県

1.2 代表者の氏名

鹿児島県知事 塩田 康一

1.3 主たる事務所の所在地

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号